|  |  |
| --- | --- |
| 担当総代 | 令和 年 月 日 |
| 氏 名 | ㊞ |

農地転用等の通知及び意見書の交付願

このたび下記の土地につき、農地法第　　　条の規定による許可を申請したいので、長野県神川沿岸土地改良区除外等処理規程第２条の規定に基づき通知します。

なお、同規程第３条の下記協議事項は遵守することを確約致します。また第６条の決済金は、貴改良区所定の方法により納付しますので、当該申請書に添付すべき意見書を交付して下さい。

令和　　年　　月　　日

（自治会・区　　　　　　　　　　）

転用組合員 住所

氏名 ㊞

転用関係者 住所

氏名 ㊞

住所

氏名 ㊞

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫　様

記

１.土地の表示

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市 | 地区名 | 字 | 地番 | 地目 | 地 積 ㎡ | 転用面積 ㎡ | 転用目的 | 転用予定日 | 摘 要 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２.協議事項（規程第３条）

1. 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
2. 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
3. 汚濁物の水路への流入を防止すること。
4. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

３.添付書類 公図の写し・登記簿謄本の写し・案内図４.農業振興地域に係る除外等の確認

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　域 | 除　外 | 確 認 年 月 日 | 確 認 機 関 等 |
| 内・外 | 済・未 | 令和　　年　　月　　日 |  |

（注) 土地が小作地である場合は、土地所有者も転用関係者として連署すること。申請代理人

住所・氏名 ㊞

地　区　除　外　申　請　書

下記の土地について、長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程により地区除外の申請をします。同規程第３条の下記協議事項は遵守することを確約いたします。

なお、６条の決済金は貴改良区所定の方法により納入し、また使用したい時は所定の加入金を支払います。

令和　　年　　月　　日

（自治会・区名　　　　　　）

組合員 住 所

氏 名 ㊞

長野県神川沿岸土地改良区

理事長　小市邦夫　様

１．土地の表示

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市 | 地区名 | 字 | 地 番 | 地 目 | 地 積 ㎡ | 除外面積 ㎡ | 摘 要 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２．理由

３．協議事項(規程第３条）

（１）土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。

（２）転用組合員又は転用関係者の責めに帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。

（３）汚濁物の水路への流入を防止すること。

（４）その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

決 済 金 予 納 願

貴土地改良区の地区内にある農地を ため、土地改良法第４２条により事業費に対する負担分を一時決済いたしたく、下記のとおり現金をもって予納します。

令和　　年　　月　　日

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫 様

転用組合員 住 所

氏 名 ㊞

転用関係者 住 所

氏 名 ㊞

住 所

氏 名 ㊞

記

金 円也

但し、農地転用面積 ㎡に対する負担金相当額

(1㎡あたり50円)

管 理 費 一 部 負 担 金 予 納 願

貴協議会管理の地区内にある農地を に転用のため、左岸水路運営協議会規約第１１条の規定により、管理費一部負担分を、一時決済いたしたく、下記のとおり現金をもって予納します。

令和 年 月 日

左岸水路運営協議会

会長 神津 敬次 様

転用組合員 住 所

氏 名 ㊞

転用関係者 住 所

氏 名 ㊞

住 所

氏 名 ㊞

記

金 円也

但し、農地転用面積 ㎡に対する負担金相当額

（１㎡当り２０円）